

## 令和8年度海岸漂着ごみ組成調査業務委託仕様書

### 1 業務の目的

海岸漂着ごみについては、海岸漂着物処理推進法第22条において国及び地方公共団体が定期的に、発生の状況や原因に関する調査を行うよう努めることと規定されており、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみを含む海洋ごみ問題が国内外で喫緊の課題として位置づけられた。

このような現状から、本事業は長期的に継続して漂着ごみの組成や存在量を調査するとともに、それらの経年変化を把握し、効果的な海岸漂着物対策を推進するための基礎資料として取りまとめるものである。

### 2 業務内容

業務の内容は以下のとおりである。

#### (1) 海岸漂着ごみの組成調査の実施

① 調査回数 各調査地点ごとに1回とする。

② 調査時期 原則、令和8年7月末までとする。

なお、調査実施前に出水等があった場合は、調査実施日について発注者と協議するものとする。

③ 調査地点 県北、県央、県南の地域ごとに以下のとおり海岸を指定する。

県北 … 八竜海岸の南端部から琴浜海岸の北端部

県央 … 秋田海岸の浜田浜から桂浜

県南 … にかほ市金浦の赤石浜海水浴場の南端部

④ 調査範囲 「③ 調査地点」で指定する各海岸における、原則汀線方向の幅50m、汀線から海岸の後背地（植生があるところ）までの間とする。

⑤ 調査方法 環境省が作成した「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」（令和7年5月第4版）に基づき実施する。

なお、調査実施までに環境省が上記ガイドラインを改訂した場合は、改訂後のガイドラインに基づき実施する。

ただし、これによりがたい事情が生じた場合は、発注者と協議の上、定める。

#### (2) 調査結果等の取りまとめ

① データシートの作成

(1) で把握した調査結果について、次のデータシートにそれぞれ入力する。

ア 環境省が作成した「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」（令和7年5月第4版）に基づくデータシート。

なお、調査実施までに環境省が上記のデータシートを改訂した場合は、改訂後

のデータシートを使用するものとする。

イ 秋田県オープンデータカタログサイトで公開することを目的として別に発注者が指定するデータシート（入力項目は環境省によるガイドラインと同じ）。

② 作業日報の作成

作業日ごとに作業日報を作成し、作業年月日、作業場所、作業内容を記載するとともに、作業内容を確認できる写真を3枚以上添付する。

③ 打合せ記録簿の作成

発注者と打合せを実施した場合は、打合せ内容をまとめた記録簿を作成する。

(3) 調査結果報告書の作成及び提出

調査結果と(2)で作成した資料等をまとめた調査結果報告書及びその概要版を作成し、発注者に提出する。

**3 委託期間**

委託契約締結日から令和8年12月18日（金）まで

**4 成果品**

調査報告書 1部（紙媒体）

調査報告書（概要版） 1部（紙媒体）

上記2つの全内容を記録した電子媒体（DVD-R等）1個

**5 成果品の納入場所**

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部循環型社会推進課 秋田県庁本庁舎5階

**6 その他**

受注者は、発注者と緊密に連携し、業務の進捗状況について電子メール等により随時報告を行うほか、発注者の求めに応じ、報告を行うこと。

このほか、この仕様書に定めのない事項については、発注者が受注者と協議して定める。